

松浜中学校 いじめ防止基本方針

新潟市立松浜中学校

I いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 教育活動全体を通して、「進んで学び 力を合わせて やり抜く生徒」を目指し、松浜中学校生徒一人一人が自分の夢に向かって生き生きと生活できる学校づくりを行う。
- (2) 教職員は常に分かる授業に向けて研修に努め、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、自信をもって自己実現を目指す生徒を育成する。
- (3) 教職員は常に、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識にたち、高い人権意識をもって、生徒、保護者、地域との信頼関係を構築する。
- (4) 特別活動を中心に、子どもたちが関わり合い、力を合わせていく活動の充実を図り、仲間関係を構築させ、「いじめをしない、させない、許さない」心を育むように指導・支援を行い、いじめの未然防止に努める。
- (5) いじめの未然防止のため、中学校区の学校、保護者、地域の代表等と連携し、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

II 重点事項

1 いじめ未然防止

- (1) 「どの生徒にも分かる授業」を行う。
- (2) 生徒自身がいじめ問題について深く考えて、行動する場を設定する。
- (3) 「考え議論する道徳」を確実に実施する。
- (4) いじめが疑われる場合には特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、組織で対応する。
- (5) 常に環境を整え、生徒の自己有用感と自己肯定感を高める働きを行う。

2 いじめの早期発見

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒でも起こりうる」という認識にたち、全ての教職員が高い人権意識をもち、生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの早期発見に取り組む。

- (1) Daily Card（毎日）と、学校評価アンケート（年2回実施）による個の見取りと所属意識の把握を行う。
- (2) 生徒情報交換の実施
- (3) いじめアンケートの実施（毎月1回 年間11回）
- (4) 教育相談の実施とスクールカウンセラーの活用（年2回、適宜）
- (5) 中学校区いじめ防止連絡協議会の開催

3 いじめへの対応

いじめやいじめの疑い（ネット上のいじめも含む）があるような行為が発見された場合、詳細な事実確認に基づき、いじめ対応ミーティングやいじめ不登校対策委員会を開催し、適切かつ早期の問題解決を図る。

4 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態への対処の方針
 - ① いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。

- ② いじめに係わる事実を徹底的に解明し、対処にあたる。
 - ③ いじめを受けた生徒だけでなく、いじめを行った生徒に対してもその心情に寄り添って指導、支援を行う。
- (2) 重大事態時の対応の流れ
- ① いじめ不登校対策委員会を活用しながら、情報の収集と事実関係の整理を迅速に行う。
 - ② 教育委員会にいじめの概要について報告し、指導、支援のもと問題の解決に努める。
 - ③ いじめを受けた生徒とその保護者に対して、明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報を提供する。必要に応じて経過報告を行う。

Ⅲ 校内組織

- (1) 生徒指導部会
- (2) 校内いじめ対応ミーティング
- (3) いじめ不登校対策委員会（事実の概要、経過、方針等は確実に記録に残し、共有及び行動連携ができるようにする）
- (4) 松浜中学校校区いじめ防止連絡協議会